宮古市都市計画マスタープラン

平成 30 年 9 月

宮　古　市

はじめに

本市では、都市計画に関する基本的な方針である、宮古市都市計画マスタープランを平成１５年に策定し、まちづくりを進めてきましたが、その後の市町村合併による市域の拡大や東日本大震災からの復興事業に伴う都市構造の急激な変化、人口減少・少子高齢化の進行などにより、本市を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、現在、東日本大震災からの復興計画は、各３か年の復旧期、再生期を経て、震災前よりも活力があり、魅力あふれるまちとして発展するための取り組みを行う発展期の中間年を迎え、復興は総仕上げの段階に入っています。

このような社会環境の変化に対応するとともに、本市における長期的なまちづくりの方向性を示すものとして、都市計画マスタープランを全面的に見直し、この度、策定しました。

本計画では、“「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち”を都市の将来像に掲げ、各地域における歴史や文化、暮らしなど、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めていくとともに、各地域に拠点を位置づけたうえで、交通ネットワークにより、相互に連携する都市構造の実現を目指すものです。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、ご審議いただきました宮古市都市計画マスタープラン策定市民委員会並びに都市計画審議会の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成３０年９月

宮古市長　　山 本 正 徳

宮古市都市計画マスタープラン
〔 目 次 〕

第１章　計画の位置づけ …… **1**
第１　計画の目的・役割 …… 1
第２　計画見直しの背景 …… 1
第３　計画の位置づけ …… 2
第４　計画期間 …… 4
第５　対象区域 …… 4
第６　計画の構成 …… 5

第２章　宮古市の現況と課題 …… **6**
第１　宮古市の現況 …… 6
第２　市民の意向 …… 34
第３　社会環境の変化 …… 38
第４　都市づくりの課題 …… 40

第３章　都市づくりの目標 …… **47**
第１　まちづくりの基本方針 …… 47
第２　将来人口 …… 47
第３　都市づくりの目標 …… 48
第４　将来都市構造 …… 50

第４章　都市づくりの方針（全体構想） …… **52**
第１　土地利用の方針 …… 53
第２　市街地の整備方針 …… 61
第３　交通ネットワーク施設等の整備方針 …… 64
第４　産業振興の方針 …… 76
第５　居住環境の整備方針 …… 80
第６　生活関連施設の整備方針 …… 84
第７　防災対策の方針 …… 86
第８　福祉のまちづくり方針 …… 89
第９　歴史・文化・観光振興の方針 …… 90
第10　景観形成の方針 …… 93
第11　環境保全の方針 …… 99

第５章　地域別まちづくりの方針（地域別構想） …… **102**
第１　地域別まちづくりの方針（地域別構想）の位置づけ …… 102
第２　地域区分 …… 102
第３　地域別まちづくりの方針（地域別構想）の構成 …… 103
第４　中心地域（東部地域を除く旧宮古市地域） …… 104
第５　東部地域（津軽石地域・重茂地域） …… 111
第６　北部地域（田老地域） …… 115
第７　西部地域（新里地域・川井地域） …… 119

第６章　計画の推進 …… **123**
第１　計画的な進行管理 …… 123
第２　市民参画と協働によるまちづくりの推進方策 …… 124

資料編 …… 125

第１章　計画の位置づけ

第１　計画の目的・役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村での策定が義務づけられています。

上位計画である総合計画が、市政全般の総合的な指針であるのに対して、土地利用、市街地や都市施設の整備、自然環境等の保全と活用など、まちづくりに関する基本方針としての役割を担うとともに、市が定め実施する都市計画の指針となるものです。

都市計画マスタープランの３つの役割

○目指すべき都市の将来像を示します

良好なまちづくりを実現していくためには、まちづくりに関わる関係者が、自然・歴史・文化・産業などの地域特性を踏まえつつ、将来のまちの課題やビジョンを共有することが重要であり、そのための「都市の将来像（都市づくりの目標、都市構造など）」を示します。

○将来像の実現に必要な施策の方向性を体系的に示します

都市計画を中心として、将来像の実現に必要な施策の方向性について、体系的に示すとともに、市民協働の取り組みや、ハード・ソフト両面からの施策の方向性を示します。

○今後の個別の都市計画の決定・変更の指針となります

今後の都市計画の指針としての役割を担うものであり、個別の都市計画（決定・変更や都市計画事業の実施等）の方針を示します。

「都市づくり」と「まちづくり」

本都市計画マスタープランにおいて「都市づくり」は、都市の将来像を実現するため、土地利用や道路及び施設など、都市施設整備の施策を示すとともに、これらの施策によって取り組んでいく都市の形成を示すものとします。

また、各種の施策に市民参画と協働により取り組んでいくことを「まちづくり」と表現しています。

第２　計画見直しの背景

現行の計画は、平成 15 年 3 月に策定されました。

その後の市町村合併による市域の拡大や東日本大震災からの復興事業に伴う田老地区の都市計画区域編入及び都市構造の急激な変化、人口減少・少子高齢化の進行などにより、本市を取り巻く環境が大きく変化していることから計画を見直し、長期的な視点で策定します。

第３　計画の位置づけ

本計画は、「宮古市総合計画」や市町村を超える広域的な観点で都市づくりの方向性を示す「宮古都市計画区域マスタープラン」、適切な県土の管理及び利用の基本方針を定めた「国土利用計画岩手県計画（第５次）」に即したものとするとともに、本市の各種分野別計画と連携・調整しながら策定します。

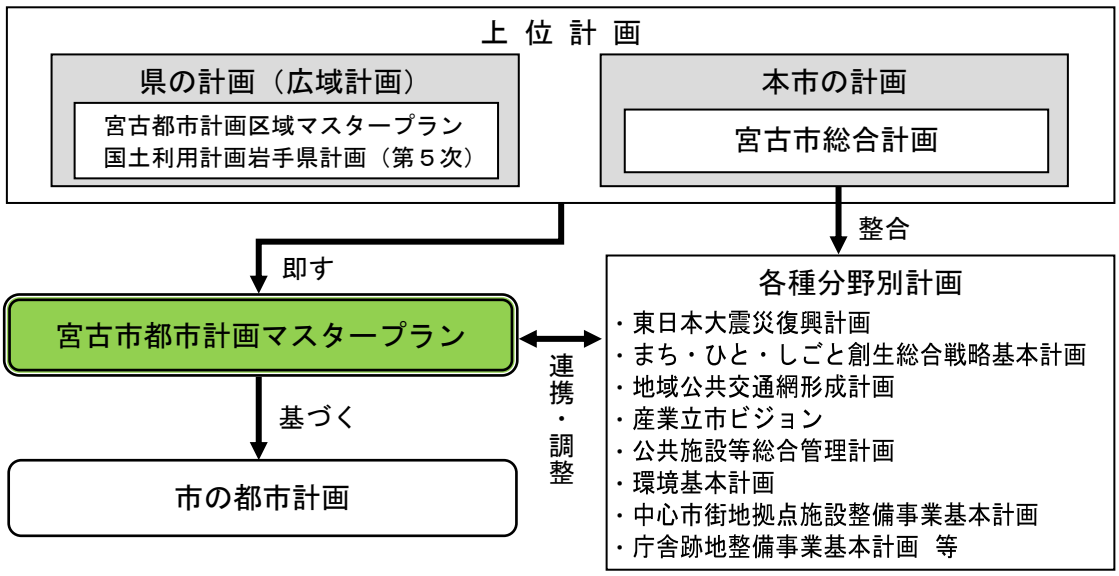

１　宮古市総合計画

宮古市総合計画では、都市の将来像として『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』を掲げ、「自然と共に生きるまちづくり」「健やかで心豊かなひとを育むまちづくり」「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」をまちづくりの基本的な方向とし、７つの基本施策が示されています。

【将来像・基本的な方向・基本施策の体系図】

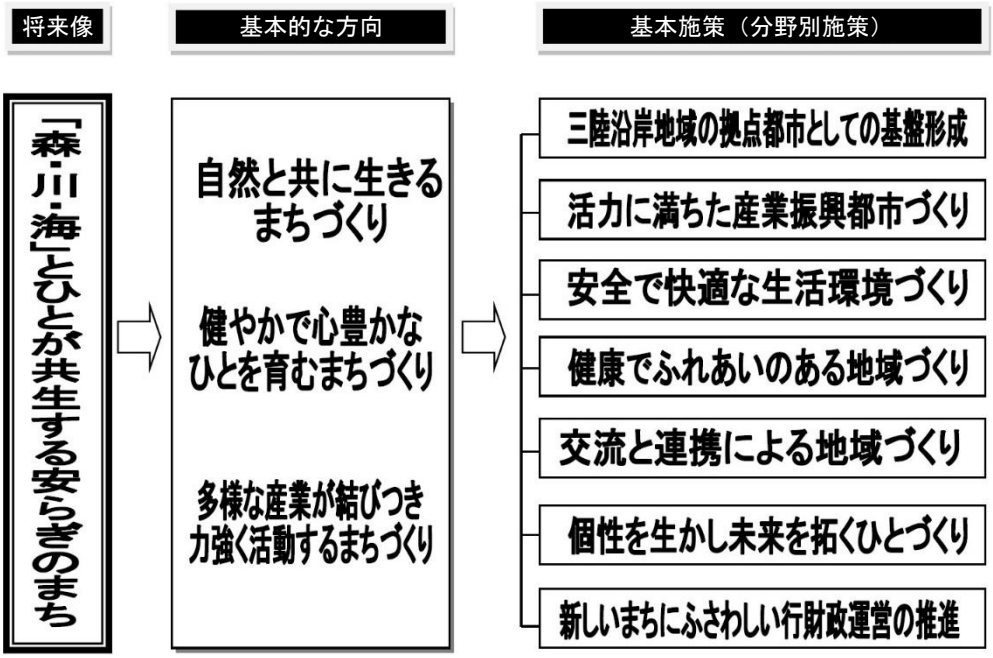

２　県の計画（広域計画）

(1)　宮古都市計画区域マスタープラン

宮古都市計画区域マスタープランでは、都市づくりの基本理念として「森・川・海の自然と共生し、活力に満ちた交流拠点都市」を掲げて、次に示す基本方針が示されています。

都市づくりの基本理念**「森・川・海の自然と共生し、活力に満ちた交流拠点都市」**

○周辺を取り巻く三陸の海と広大な山地及び閉伊川をはじめとする流域の自然と調和した人にやさしい都市空間づくりを進め、快適な暮らしを支える居住環境を形成するとともに、森と川と海の恵みが豊富な地域の特性を活かした産業の展開により活力に満ちた拠点の形成を図ります。

○三陸沿岸の各地や内陸部を機能的に結ぶ道路等の交通ネットワークを整備し、交流の拠点となる都市の形成を図ります。

○津波災害に備えたまちづくりを進めるため、「減災」の考え方に基づく「多重防災型」のまちづくりを目指すとともに、これまで蓄積してきた社会資本を貴重な財産として維持管理に努め、人口減少や高齢社会に備えたエコ・コンパクトシティの実現に向けた集約型都市構造の構築を目指します。

都市計画区域の基本方針

○森・川・海の自然と共生する環境の形成
○快適な暮らしを支える居住環境の形成
○都市機能の集積による活力に満ちた魅力ある都市拠点の形成
○交通ネットワークの整備による交流拠点都市の形成
○「多重防災型」のまちづくりによる安全で安心な防災都市の形成

(2)　国土利用計画岩手県計画（第５次）

国土利用計画岩手県計画（第５次）では、適切な県土管理と県土利用の質的向上をねらいとして、「県民の暮らしを支える県土利用」「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」「安全・安心を実現する県土利用」の３つの基本方針により、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指すことが示されています。

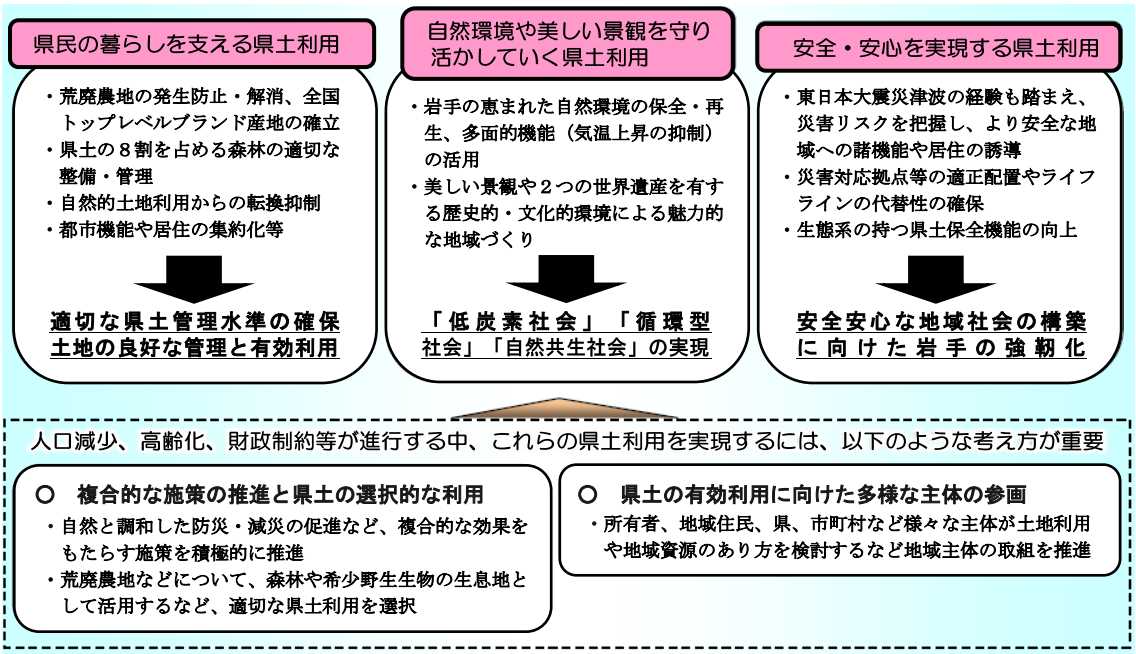

第４　計画期間

本計画は、見直しの基準年度である平成 30 年度から平成 50 年度までの、概ね 20 年後の都市の姿を展望し、まちづくりの方向性を示すものとします。

ただし、上位計画との整合を図る観点や、社会経済情勢の変化を踏まえ、適時・適切に見直すものとします。

20 年後の都市の姿を展望した“まちづくり”の方向性を示します

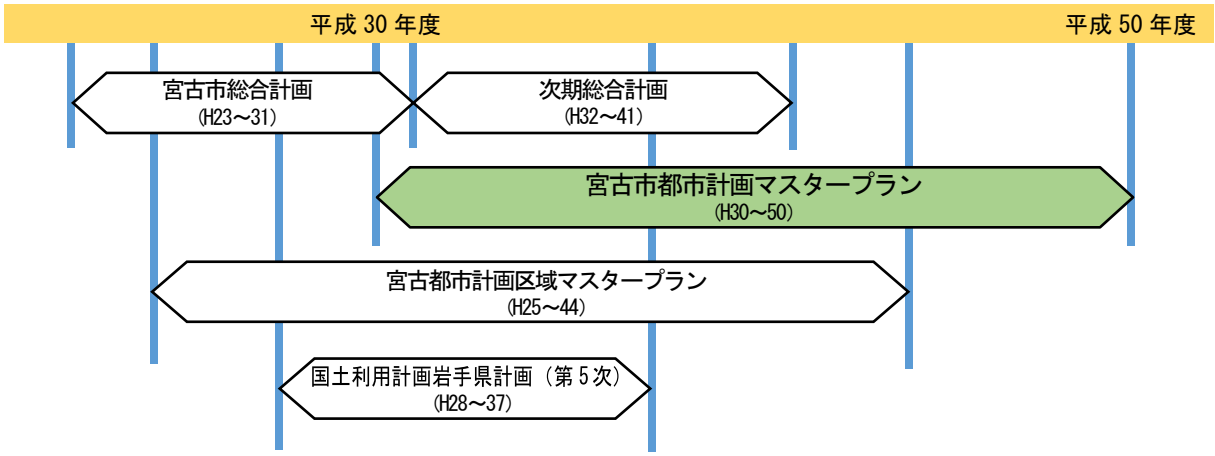

第５　対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域を基本としつつ、全市的なまちづくりを進める観点や関連計画との整合を図るため、市域全体を対象とします。

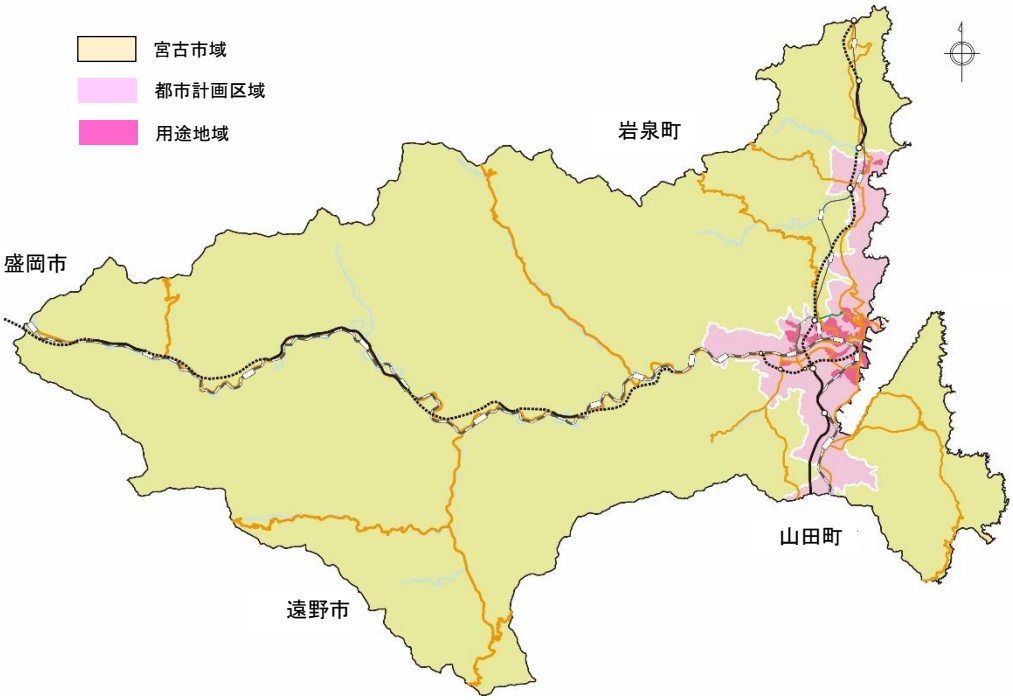

第６　計画の構成

本計画は、計画の位置づけ、現況と課題、都市づくりの目標、都市づくりの方針（全体構想）、地域別まちづくりの方針（地域別構想）、計画の推進で構成されます。

１　計画の位置づけ

マスタープランの前提条件を定めます

- 計画の目的・役割
- 計画見直しの背景
- 計画の位置づけ
- 計画期間
- 対象区域
- 計画の構成

２　現況と課題

現況等を踏まえ都市づくりの課題を整理します

- 宮古市の現況
- 市民の意向
- 社会環境の変化
- 都市づくりの課題

３　都市づくりの目標

目標や都市構造等の将来の都市像を定めます

- まちづくりの基本方針
- 将来人口
- 都市づくりの目標
- 将来都市構造

４　都市づくりの方針（全体構想）

目標実現のための各種都市づくりの方針を定めます

- 都市づくりの各方針
  （土地利用、市街地整備、交通ネットワーク施設等、産業振興、居住環境、生活関連施設、防災対策、福祉のまちづくり、歴史・文化・観光振興、景観形成、環境保全）

５　地域別まちづくりの方針（地域別構想）

全体構想を踏まえて地域別にまちづくりの方針を定めます

- 地域別まちづくり方針の位置づけ
- 地域区分
- 地域別まちづくり方針の構成
- 地域別まちづくりの各方針
  （中心地域、東部地域、北部地域、西部地域）

６　計画の推進

計画の推進・実現に向けた取り組みを示します

- 計画的な進行管理
- 市民参画と協働によるまちづくりの推進方策